

材料検査実施基準

令和6年4月

東京都住宅政策本部

目 次

住宅政策本部材料検査実施基準	1
別表 1 検査方法及び検査対象材料の範囲	3
別表 2 品目別検査区分表	
1 建築工事	4
2 電気工事	6
3 機械設備工事	10
別表 3 品目別検査区分表	
1 建築工事	16
2 電気工事	20
3 機械設備工事	24
様式	
参考様式 (材料検査計画書)	27
別記第 2 号様式 (統一 20 号様式)	28
同上 別紙 (材料検査予定表)	29
様式第 141 号 (材料検査内訳書)	30
別記第 3 号様式 (材料試験等報告書)	31
別記第 4 号様式 (材料搬入報告書)	32
様式第 143 号 (材料搬入内訳書)	33
別記第 5 号様式 (材料検査報告書)	34

住宅政策本部材料検査実施基準

(目的)

第1 この基準は、東京都検査事務規程（昭和43年東京都訓令甲175号。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、住宅政策本部において施行する工事に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2 この基準は、建築工事、設備工事等の材料検査に適用する。土木工事においては、「建設局材料検査実施基準」によるものとする。

なお、これによりがたい場合は、監督員が所属する課の課長（以下「工事主管課長」という。）の指示による。

(材料検査の実施)

第3 材料検査は、全てその工事を監督する監督員により行うものとする。

2 材料検査に関する事務は工事主管課長が中心となり、監督員により処理しなければならない。

(材料検査の種類)

第4 材料検査の種類は、試験による検査、確認による検査及び照合による検査とする。

(検査方法及び検査対象材料の範囲)

第5 材料検査の種類別検査方法及び検査対象材料等の範囲は、別表1に定めるとおりとする。

(品目別検査区分等)

第6 材料の品目別検査区分は、別表2に定めるとおりとする。ただし、都営住宅の建設事業のうち土木工事を除く材料検査の品目別検査区分は別表3に定めるとおりとする。

2 工事主管課長は、別表2及び別表3に定める検査区分によることが適当でない認められる場合は、その検査区分を変更することができる。

(材料検査計画)

第7 材料検査は、本基準に基づき監督員と協議の上、受注者が作成した材料検査計画に基づき行うものとする。

(材料検査請求書等)

第8 工事現場以外で材料検査を行うときは、受注者から材料検査請求書（別記第2号様式）の提出を受けて行うものとする。

なお、工事主管課長の判断で監督員の立会いを省略することができる。

2 前項の規程により監督員の立会いを省略した場合は、受注者は材料試験等報告書（別記第3号様式）を提出する。

(材料搬入報告書)

第9 工事現場で行う材料検査は、受注者から提出された材料搬入報告書（別記第4号様式）

に基づき行うものとする。ただし、工事主管課長があらかじめ認めた品目については、この限りでない。

- 2 工事主管課長が適当であると判断した品目については、前項の材料搬入報告書に必要な資料を添付させることにより、監督員の立会いを省略することができる。

(材料検査の結果判明後の措置)

第 10 監督員は、材料検査の結果、不合格品がある場合は受注者に通知し、ただちにこれを引き取らせなければならない。

- 2 前項において、材料の性質上、施工後に試験の結果不合格と判明した場合又は書類による検査で施工後に不合格となることが判明した場合は、工事主管課長に報告のうえ、指示を待って処理しなければならない。

(材料検査の結果報告)

第 11 監督員は、工事現場以外で行う材料検査を完了したときは、材料検査報告書（別記第 5 号様式）により工事主管課長に報告する。

- 2 監督員は、材料検査を完了した場合において、受注者に必要な指示を行った場合には材料検査報告書（別記第 5 号様式）により工事主管課長に報告する。
- 3 工事主管課長は、前項の規程による報告を受けたときは、速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。

(附則) (平成 31 年 3 月 29 日付 30 都市総技第 388 号)

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 2 年 4 月 8 日付 31 住経技第 301 号)

この基準は、令和 2 年 4 月 8 日から適用する。

(附則) (令和 3 年 3 月 2 9 日付 2 住経技第 327 号)

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(附則) (令和 6 年 3 月 2 2 日付 5 住住技第 545 号)

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 材料検査の種類別検査方法及び検査対象材料等の範囲

検査の種類	検査の方法	検査対象材料等の範囲	備考
試験による検査	<p>(1) 監督員の立会いの上材料等の製作所の試験設備（工場、試験所等）において試験を行い、その結果得られた成績表に基づき検査をする。</p> <p>(2) 公的な試験機関（国立、公立、その他これに準ずる試験研究機関、大学等）において試験を行い、その結果得られた試験成績表に基づき検査する。</p>	<p>(1) 試験による検査によらなければ、材料の適否を判断することができないと認められるもの。</p> <p>(2) 設計図書で試験による性能等の確認を指定されている材料</p>	検査方法(2)の場合においては監督員の立会を要しない。
確認による検査	設計図書、承諾図、試験成績表、カタログ等に基づき検査をする。	試験による検査及び照合による検査の対象とされる材料以外の材料等	検査方法の欄における試験成績表は、監督員の立会いを要しないで、材料の製作者等の試験設備を利用して試験を行った結果得られたものをいう。
照合による検査	規格を称するマーク等に基づき検査する。	J I Sその他の規格を証明するマーク等の表示されている規格品（都において適当と認める品質照明が添付されている製品を含む。）	

別表2 品目別検査区分表

1 建築工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の部分	品目	試験	確認	照合	備考
土工事	土（埋戻し、盛土）		②		
地業工事	既成コンクリート杭、 鋼杭			○	JIS規格品等の場合
	鉄筋			○	JIS規格品の場合
	コンクリート	○	①		
	杭周固定液、根固め液		①		
	割り石、砂、砂利		②		
鉄筋工事	鉄筋			○	JIS規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート	○	①		
	合板型枠			○	
	鋼製デッキプレート		②		
鉄骨工事	鋼材		①	○	JIS規格品の場合
	高力ボルト			○	JIS規格品等の場合
	デッキプレート製品		②		
	無収縮モルタル		①		
コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事	コンクリートブロック			○	JIS規格品の場合
	ALCパネル			○	JIS規格品の場合
	押出成形セメント板			○	JIS規格品の場合
乾式耐火遮音間仕切り工事	乾式耐火遮音間仕切り		②③		
防水工事	ルーフィング類（防水工事用アスファルト、断熱材含む）			○	JIS規格品の場合
	塗膜防水主剤			○	JIS規格品の場合
	シーリング材			○	JIS規格品の場合
石工事	石材		②③		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材		①②③	○	

注：上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の部分	品目	試験	確認	照合	備考
屋根及びとい工事	長尺金属板		②		
	折板		②		
	とい		②		
金属工事	金属製品		②		
	金属材料		③		
左官工事	左官材料		③		
	仕上げ塗材		③		
	ロックウール		③		
建具工事	アルミニウム製建具		②		
	鋼製建具		②		
	木製建具		②		
	シャッター		②		
	ガラス		③		
塗装工事	塗料		③		
内装工事	内装材料		③		
ユニットその他工事	ユニット製品（内部）		②		
外構工事	ユニット製品		②		
	舗装材料			○	JIS規格品の場合
	舗装工事製品		②		
植栽工事	樹木（株物・芝類含む）		②		
	屋上緑化システム		②		
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、JIS その他の規格品は、照合による検査を行う。

2 電気設備工事

確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績による。

② は、制作図、承諾図またはカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
電線類	電線（規格品）			○	注参照
	電線（規格品外）		②		
	ケーブル（規格品）			○	注参照
	ケーブル（規格品外）		②		
	端末処理材（高圧用）		②		
電線管類及びボックス類	電線管類及び付属品（規格品）			○	注参照
	電線管類及び付属品（規格品外）		②		
	P F 管、C D 管、V E 管及び付属品		②		
	波付ポリエチレン管及び付属品		②		
	プルボックス		②		
	ケーブルラック及び付属品		②		
	バスダクト		②		
	金属ダクト		②		
	フロアダクト及び付属品		②		
	ライティングダクト		②		レースウェイ等
	金属製線び			○	モール、注参照
	合成樹脂線び（規格品）				
配線器具及び電気機器	光電式自動点滅器			○	注参照
	タイマー等		②		
	電極棒類、フロートスイッチ等		②		
	リレー・マグネットスイッチ等		②		
	配線器具（規格品）			○	埋込、露出スイッチ、コンセント等 注参照
	換気扇（住宅用）		②		
	換気扇（住宅用以外）		①		
有圧換気扇		①			
がいし類及びコンクリート製品	がいし類（規格品）			○	注参照
	支持金物類		②		
	電柱（コンクリート柱）及び根かせ類		②		

	配電盤	○			
	補機附属装置	○			
直流電源装置及び無停電電源装置	整流装置	○			
	蓄電池		①		
	UPS (規格品)		①		
	UPS (特注品)	○			
	CVC F (規格品)		①		
	CVC F (特注品)	○			

注) 規格は工事標準仕様書引用規格等を参照

備考 東京都電気設備工事標準仕様書にて標記されている試験項目を参考に記す

電力設備工事	機材の試験	2. 1. 17
受変電設備工事	機材の試験	3. 1. 11
電力貯蔵設備工事	機材の試験	4. 1. 5
発電設備工事	機材の試験	5. 1. 9
通信・情報設備工事	機材の試験	6. 1. 22
中央監視制御設備工事	機材の試験	7. 1. 5

3 機械設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	ボイラー類		①		
	膨張タンク		①		
	ポンプ類（含水中）		①		
	防振架台		②		
	減圧弁		③		
	安全弁		③		
	温度調整弁		③		
	定水位調整弁		③		
	管類			○	
	継手類			○	
	スリーブ		③		
	配管用支持金物		③		契約図書に特記があるもの
	配管用接合材料		③		契約図書に特記があるもの
	防振継手類		③		
	フレキシブルジョイント類		③		
	保温材・外装材・補助材		③		
	塗装材・防錆材 ^{せい}			○	
	一般用弁類			○	
	電磁弁・電動弁類		③		
	ボールタップ類		③		
ストレーナ類			○		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	量水器		③		
	計器類			○	
給排水衛生設備工事	ろ過機		①		
	飲料用冷水機		③		
	消火機器	○	②		試験は、特注品で工事 主管課長が指定するも の
	衛生器具類		②		
	給水栓類		②		
	温水発生機等		①		
	湯沸器類		③		
	排気筒		③		
	水槽類	○	①		試験は、一体型のもの
	貯湯タンク	○	①		試験は、鋼板製又はス テンレス製で一体型 のもの
	グリース阻集器		②		
	排水金物類		③		
	通気金具類		③		
	掃除口類		③		
	トラップ類		③		
	ます 桝材		③		
マンホール蓋類		②			
弁きょう類		③			
冷蔵庫類		②			

- (注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
 ① は、試験成績表による。
 ② は、設計図書又は承諾図による。
 ③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
給排水衛生設備工事	熱調理機器類	○	②		試験は、病院施設のように大規模なもの
	食器洗浄機類	○	②		試験は、病院施設のように大規模なもの
	流し・作業台類		②		
	棚類		②		
ガス設備工事	燃焼機器類		②		
	警報・安全装置		②		
	ガス栓類		③		
空気調和設備工事	還水タンク	○	①		試験は鋼板製又はステンレス製で一体型のもの
	ヘッダー類		①		
	蒸気用安全弁		①		
	放熱器使用器具類		③		
	トラップ類		③		
	冷温水発生机		①		
	冷凍機		①		
	冷却塔		①		
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		②		汎用品のものとする
	ユニット形空気調和機		①		
	ファンコイルユニット類		②		汎用品のものとする
	パッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする
	マルチパッケージ形空気調和機		②		汎用品のものとする

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
空気調和設備工事	コンパクト形空気調和機		①		
	空気清浄装置		②		
	加湿器		②		汎用品のものとする
	送風機類	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	全熱交換ユニット		②		汎用品のものとする
	全熱交換器	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	圧力扇		②		
	天井換気扇		②		汎用品のものとする
	吸込口類		②		
	吹出口類		②		
	排煙口類		②		
	ダンパー類		②		
	フード類		②		
	風量ユニット類		②		
	氷蓄熱ユニット		②		
	熱交換器		②		
	ガス除去装置		②		
	ダクト用材料		③		
	フレキシブルダクト		③		
	ダクト接続材料		③		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
 ① は、試験成績表による。
 ② は、設計図書又は承諾図による。
 ③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
空気調和設備工事	たわみ継手		③		
	風量測定口		③		
	煙道		②		
自動制御設備工事	中央監視盤		②		
	端末装置		②		
	自動制御盤類		①		
	自動制御機器類		②		
昇降機設備工事	エレベーター	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
	小荷物専用昇降機		①		
	エスカレーター	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
医療ガス設備工事	医療ガス設備類		②		
浄化槽設備工事	浄化槽		②		
その他関連工事	電動機		①		
	機械架台		②		
	コンクリート		①		現場練コンクリートを除く
	鉄筋			○	
	鋼材			○	
	骨材類		②		
	電線管			○	
	電線類			○	
特殊配管設備工事	機器類及び付属品		①		

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は承諾図による。

③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
搬送装置設置工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
特殊排水処理設備工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
コージェネレーションシステム工事	機器類及び付属品	○	①		試験は、特注品で工事主管課長が指定するもの
その他設備工事	洗濯機器類		②		
その他特注品		○			大規模施設における汎用品以外の特注品（熱源機器等）で工事主管課長が指定するもの
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、J I S その他の規格品は、照合による検査を行う。

別表3 品目別検査区分表（都営住宅建設に係るもの）

第1区分 建物の安全性、機能について、特に重要な材料・特注品等の検査。

監督員の立会が必要である。

第2区分 公的機関の試験により性能・品質が確認できる材料・製品等及びJIS認定工場等公的機関により技術上の信頼性を得た製作者の材料・製品等の検査。工事主管課長が監督員の立会いを必要とすると認める場合を除き、監督員の立会いは省略し、書類による確認を行う。

第3区分 社会的に汎用性が高く、技術的評価が良好で安定した材料・製品等の検査。監督員の立会いは省略し、書類による確認を行う。

なお、いずれの区分の場合も工事監理業務委託を行う場合は、監理業務技術者は検査に立ち会うこととする。

1 建築工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

①は、試験成績表による。

②は、設計図書又は承諾図による。

③は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

第1区分

検査の種類 工事等の部分	品 目	試験	確認	照合	備 考
コンクリート工事	規格品外コンクリート（試し練り）	○			
鉄骨工事	第1節原寸		②		
プレハブ工事	PC部材		②		

注) 設計図書で指示のある場合に限る。

第2区分

検査の種類 工事等の部分	品 目	試験	確認	照合	備 考
地業工事	鉄筋		①	○	
	生コンクリート	○	①		
コンクリート工事	生コンクリート	○	①		
鉄筋工事	鉄筋		①	○	JIS規格品の場合
鉄骨工事	現寸検査		②		JIS規格品の場合
	製品検査		②		
	鋼材		①	○	
プレハブ工事	PC部材		②		

第3区分

検査の種類 工事等の部分	品 目	試験	確認	照合	備 考
土工事	土（埋戻し、盛土）		②		
地業工事	既成コンクリート杭、 鋼杭 杭周固定液、根固め液 割り石、砂、砂利		① ②	○	JIS 規格品等の場合
鉄骨工事	高力ボルト 無収縮モルタル		①	○	JIS 規格品等の場合
コンクリートブロッ ク、ALC パネル及び押 出成形セメント板工事	コンクリートブロッ ク ALC パネル 押出成形セメント板			○ ○ ○	JIS 規格品の場合 JIS 規格品の場合 JIS 規格品の場合
乾式耐火遮音間仕切工 事	乾式耐火遮音間仕切 り		②③		
防水工事	ルーフィング類（防水 工事用アスファルト、 断熱材含む） 塗膜防水主剤 シーリング材			○ ○ ○	JIS 規格品の場合 JIS 規格品の場合 JIS 規格品の場合
石工事	石材		②③		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材 木材（多摩産材） 接着剤、防腐剤、防蟻 剤		①②③ ①②③	○ ○ ○	
金属工事	金属製品一般 金属材料一般 手すりユニット 溶融亜鉛めっき		② ③ ②③ ①②	○	品質・性能基準
左官工事	左官材料		③		
建具工事	アルミニウム製建具 鋼製建具 木製建具 ふすま ガラス		② ② ② ② ①②③	○ ○ ○ ○	品質・性能基準 品質・性能基準 品質・性能基準 品質・性能基準

検査の種類 工事等の部分	品 目	試験	確認	照合	備 考
塗装工事	塗料		③		
吹付工事	仕上げ塗材		③		
内装工事	内装材料一般		③		
	発泡プラスチック系 床下地材		②③	○	
	乾式遮音二重床下地 材		②③	○	
	断熱材		②③		
雑工事	流し台・コンロ台		②	○	品質・性能基準
	吊戸棚		②	○	品質・性能基準
	カーテンレール			○	
	集合郵便受箱		②	○	品質・性能基準
	浴室ユニット	○	②	○	品質・性能基準
	洗濯機用防水パン	○	②	○	品質・性能基準
畳工事	畳床		③	○	
	ポリスチレンフォー ム板			○	
	畳表			○	
	畳へり地		③	○	
	防虫加工紙類		③		
整備工事 (共通品目)	コンクリート	○	①	○※	※少量の場合
	砂・碎石類		①	○	JIS 規格品の場合
	鉄筋		①	○	JIS 規格品の場合
	鋼材・鋼管		①	○	JIS 規格品の場合
	セメント				
敷地造成工事 外構工事	アスファルト混合物 等		①		
	舗装製品			○	JIS 規格品の場合
	縁石			○	
	案内板		②		
	車止め		②		

検査の種類 工事等の部分	品 目	試験	確認	照合	備 考
敷地造成工事 排水工事	柵等		③		
	グレーチング、防塵金網、管口フィルター		③		
	塩化ビニル管			○	JIS 規格品の場合
	U字側溝			○	JIS 規格品の場合
敷地造成工事 門及び塀工事	フェンス類 コンクリート二次製品		②	○	
用地造成工事	塩化ビニル管 コンクリートブロック 土留用木材			○ ○ ○	
道路舗装工事	アスファルト混合物等 L型側溝 コンクリート境界ブロック		①	○ ○	
道路排水工事	柵類 マンホール蓋、防塵格子、グレーチング コンクリート二次製品 塩化ビニル管		③ ③	○ ○	
駐輪場工事	自転車置き場		②	○	品質・性能基準
遊園施設工事	ベンチ 舗装材料		②	○ ○	SPL マーク
ゴミ容器置場設置工事	屋根パネル 棚板受 柵類 コンクリートブロック		② ② ③	○	JIS 規格品の場合
その他					この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。

注：上表の品目で、JIS その他の規格品は、照合による検査を行う。

2 電気設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ① は、試験成績による。
- ② は、設計図書又は承諾図による。
- ③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

区分 1

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
電力工事	配電盤類（特注品） 動力制御盤		① ①		
弱電工事 （緊急通報工事）	監視盤・情報分別器	○			
受変電工事	電力用変圧器 （特注品） 高圧受変電盤	○ ○			
発電工事	発電装置	○			一般社団法人 日本 内燃力発電設備協会 該当品以外

区分 2

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
電力工事	照明器具（特注品） 航空障害灯 調光装置		② ② ②		
電話配管	端子盤		②		
弱電工事 （遠隔監視）	E V端子盤 警報表示盤		② ②		
弱電工事 （車路管制）	車路管制機器類		②		
発電工事	直流電源装置 非常用発電機		②	○	一般社団法人 日本 内燃力発電設備協会
太陽光発電工事	太陽光モジュール パワーコンディショナ		②		（財）電気安全研究 所（JET）の認証品

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
弱電工事 (電話配管)	端子取付板		②		
弱電工事 (緊急通報)	スピーカ・マイク センサー類 押釦類		② ② ②		
弱電工事 (遠隔監視)	I T V機器類		②		
弱電工事 (インターホン)	インターホン機器類		②		
弱電工事 (放送・非常放送)	放送機器類 非常放送機器類		②	○	日本消防検定協会の 検定合格証標
防災工事 (自動火災報知)	受信機 感知器 発信機 ベル 表示灯		②	○ ○ ○ ○	} 日本消防協定協 会の検定合格証 標
防災工事 (非常コンセント)	非常コンセント盤		②		
防災工事 (非常警報)	電源装置 ベル 表示灯			○ ○ ○	} 日本消防協定協 会の検定合格証 標
防災工事 (防火戸自動閉鎖)	連動制御盤 煙感知器 電磁リリース			○ ○ ○	
受変電工事	変圧器 変電室付属品		① ②		
発電工事	燃料移送ポンプ装置 冷却水用ポンプ 水槽 架台 油槽		① ① ② ② ②		
太陽光発電工事	アレイ、架台 接続箱		② ②		

3 機械設備工事

(注) 確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

- ① は、試験成績表による。
- ② は、設計図書又は承諾図による。
- ③ は、見本（現物見本を含む。）又はカタログによる。

第1区分

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	ポンプ回転数制御給水システム（11kW以上）※1	○			
	増圧直結給水システム（11kW以上）※1	○			
空気調和及び換気工事	送風機（#6以上）	○			
	ガスヒートポンプ		①		
	吸収式冷温水発生機 冷凍機		① ①		
自動制御設備工事※2	監視盤、総合操作盤	○			

注) ※1 は、ポンプ1台当りの容量
 ※2 は、専門工事業者の施工対象規模

第2区分

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	ポンプ類		①		
	ポンプ回転数制御給水システム（11kW未満）※3		①		
	鋳鉄製製品		③		
	増圧直結給水システム（11kW未満）※3		①		
	管・継手・弁類（JIS, JWVA等） 主保温保冷防露材料（JIS等）			○ ○	
給水消火工事	水槽類		②		
	滅菌器		③		
	消火栓箱		③		
	各種消火栓		③		
	消火栓弁		③		
	ノズル・ホース掛け		③		
	消火ポンプユニット		③		

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
給水消火工事	ホース			○	日本消防検定協会の検定合格証
給湯及び浴槽工事	温水ボイラー 貯湯槽 伸縮継手 自動制御機器類 煙道 給湯器類 (BL, JIA) ※4 浴槽類 (BL)		① ① ③ ③ ②	○ ○	
換気設備工事	ダクト類		③		
空気調和及び換気工事	規格型空気調和機 送風機 (#6 未満) 換気扇 ボイラー 亜鉛鉄板 (JIS)		① ① ① ①	○	
自動制御設備工事	補助機器類 温湿度検出器 温湿度調整器 操作機器		② ③ ③ ③		
電気工事材料	制御盤類 付属品類	○	③		
昇降機設備工事	油圧パワーユニット 巻き上げ機 制御盤 小荷物専用昇降機		① ① ① ②		
その他工事	厨房機器 (注文制作)	○			

注) ※3 は、ポンプ 1 台当りの容量
 ※4 は、(財)日本ガス機器検査協会の検査合格表示

第 3 区分

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	配管用付属品 保温補助材 保温外装材 塗料		③ ③ ③ ③		

検査の種類 工事等の区分	品目	試験	確認	照合	備考
共通工事	分解工具		③		
給水消火工事	水栓柱 ボールタップ 水栓類 (JIS, BL, 水道事業者 の認定シール, マーク)		③ ③	○	
排水通気工事	排水金物 通気ガラリ ベントキャップ 桝類		③ ③ ③ ③		トラップ・掃除口含む
衛生器具工事	衛生陶器類※5 衛生陶器類 (JIS, BL)		③	○	付属金物含む 付属金物含む
ガス工事	ガスコック (JIA) ※4 燃焼機器類 (JIA)			○ ○	
換気設備工事 (住宅用)	換気扇※5 換気扇 (BL) レンジフード (BL) ダンパ (BCJ) ※6 ベントキャップ (BL)		③	○ ○ ○ ○	
空調調和及び換気工事	エアフィルタ ダンパ類 吹出及び吸込口類 消音装置 天蓋 ダクト用補助材 防振材料 伸縮継手類		② ② ② ② ③ ③ ③ ③		
電気工事材料	電線類、電線管類 (JIS)			○	
昇降機設備工事	レール (JEAS) ロープ (JIS)			○ ○	(社)日本エレベータ協会標準
その他工事	機械架台及び基礎 厨房機器 (規格品)		③ ③		

注) ※5 は、品質・性能基準による場合等で、認定・規格外品
※6 は、(財)日本建築センター防災性能評定委員会の防災評定品

--

材料検査請求書 (第 回)

年 月 日

(発注者あて) 殿

住所
受注者
氏名 (法人の場合は
名称及び代表者の氏名)

現場代理人氏名

下記のとおり材料検査を請求します。

文書番号 (契約番号)			
工事件名			
工事場所			
契約金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契約年月日	年 月 日	工 期	
検査場所			
検査対象材料			

検査員 氏名		検査年月日	年 月 日
立会職員 氏名			

監理業務受託者		担当者名	
---------	--	------	--

材料検査予定表

機器及び材料	製作者名	検査場	検査場所在地	電話	交通機関	検査予定日	備考

注 この表は、必要に応じて、材料検査請求書(第2号様式 統一20様式)に添付すること。

材 料 検 査 内 訳 書

品 名	形 状	寸 法	数 量	単 位	検 査 対 象			前回の合格数量	合格数量計	残 数	適 用
					総数量	合格数量	不合格数量				

※この表は、必要に応じて材料検査請求書(統一20号様式)に添付する。

様式第210号

別記第3号様式

材料試験等報告書 (第 回)

年 月 日

(工事主管課長あて) 殿

住所

受注者

氏名

(法人の場合は
名称及び代表者の氏名)

現場代理人氏名

下記のとおり材料試験等の結果を報告します。

文書番号 (契約番号)	
工 事 件 名	
実 施 場 所	
品 目	
実施年月日	
試験等の結果	

監理業務受託者の報告	上記のとおり相違ありません。 年 月 日 受託者名 担当者名
------------	--------------------------------------

監督員の判定	・合格 ・不合格 年 月 日 監督員職氏名
--------	--------------------------

様式第109号

別記様式第4号

--

材料搬入報告書（第 回）

年 月 日

殿

住所

受注者

氏名

（法人の場合は
名称及び代表者の氏名）

現場代理人氏名

下記の材料を現場に搬入したので資料を添えて報告します。

文書番号 (契約番号)			
工 事 件 名			
工 事 場 所			
契 約 金 額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)		
契 約 年 月 日	年 月 日	工 期	
材 料 名			

監理業務受託者		担当者名	
---------	--	------	--

監 督 員 職 氏 名	印	受 付 年 月 日	年 月 日
----------------	---	-----------	-------

監督員の判定	・合格	・不合格	・別紙のとおり
--------	-----	------	---------

様式第211号
別記様式第5号

--

材料検査報告書

年 月 日

殿

主任 監督員 氏名
担当

下記のとおり、材料検査を完了しましたので報告します。

工 事 件 名	
検 査 場 所	
検 査 品 目	
検 査 種 別	・試験 ・確認 ・照合
検 査 年 月 日	
検 査 の 判 定	・合格 ・不合格
付 記 事 項	

監理業務受託者		担当者名		
---------	--	------	--	--

- (注) 1 検査品目、数量、試験値などの資料を添付すること。
2 検査種別及び判定欄は、該当する項目に○をつけること。